



(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略) 1～16 (条文省略) &lt;新 設&gt; <u>17</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 &lt;新 設&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 &lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置) 第 1 条 (条文省略) &lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1～16 (現行どおり) <u>17</u> <u>インターネット販売関連業務</u> <u>18</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等) <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第 1 条 (現行どおり) (株主総会の招集に関する経過措置) <u>第 2 条</u> 現行定款第14条(招集)の変更は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。 (電子提供措置に関する経過措置) <u>第 3 条</u> 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>